

厚生労働省元局長事件無罪判決に関する会長談話

本日、大阪地方裁判所は、元厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に対して無罪判決を言い渡した。元局長は、課長時代に、当時の部下らと共謀して、心身障害者団体としての実体がない組織に対し、虚偽の公的証明書を発行したとして、虚偽有印公文書作成・同行使の容疑で逮捕され、5か月以上もの間、保釈が認められず、身体拘束を受け続けた。

この事件で、検察官は、捜査段階で作成された元部下らの供述調書を抛り所に、元局長を起訴し、公判を維持したが、元部下らの公判廷における証言により、元局長が事件に関与していないことが明らかとなった。これに対し、検察官は、捜査段階で作成された供述調書を証拠請求したが、裁判所は、その大部分について、元部下が勾留中に記録していた被疑者ノートの内容等に基づき、「信用すべき特別の情況」がないとして、証拠請求を却下する決定をした。

上記の証拠決定に続く本日の無罪判決によって、検察官が、関係者らに対する強引な取調べにより、予め描いたストーリーに沿った内容の供述調書に署名押印させるという、違法不当な捜査手法が採られていたことが明らかになった。これによって、元局長は、長期にわたる身体拘束を受け、自らの情熱を傾け、生き甲斐としていた仕事を長期間休職せざるを得ない状況に追い込まれた。元局長が回復できない損害を被ったことは、想像に難くない。

また、本件では、取調べを担当した検察官が、取調べメモはすべて廃棄したと公判廷で証言している。これは明らかに最高検察庁の2008年7月9日付け「取調べメモの保管について（通知）」及び同年10月21日付け「取調べメモの適正な保管について（通知）」に反するものであり、ひいては取調べメモが証拠開示の対象になりうるとの初判断を示した2007年12月25日付け最高裁決定を踏みにじるものである。

もし、本件で取調べの可視化が行われていれば、そもそも、このような違法不当な捜査は行われず、元局長は、身体拘束も起訴もされなかったと考えられる。元局長のような被害者を今後生み出さないようにし、市民を冤罪や不当な身体拘束から守るためには、本件のような違法不当な捜査を抑止すべく、共犯者と目されて取調べを受けている者も含めたすべての被疑者について、その供述の状況を客観的に記録・検証するシステムとして、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）が不可欠である。

本事件は、取調べの可視化の実現が、もはや一刻の猶予も許されないことを如実に示している。本日の判決を契機として、当連合会は改めて取調べの可視化の即時試行と立法作業の早期開始を強く求めるものである。

また、元局長は、一貫して事件への関与を否定した結果、長期間の身体拘束を受けたものであるが、被疑者・被告人が無罪主張をしていることをもって、安易に「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を認める勾留・保釈の運用は、無実の市民の自由を不当に奪い、自由と引き替えに無実の罪を認めることを強要するものにほかならず、憲法及び刑事訴訟法の趣旨に反するものである。このような勾留・保釈の運用も、直ちに改められるべきである。

2010年（平成22年）9月10日

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健児

平成 26 年 3 月 7 日
法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会

委員 神津 里季生
周防 正行
松木 和道
村木 厚子
安岡 崇志

新時代の刑事司法制度特別部会 取りまとめに向けての意見

(本意見の位置付け)

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会（以下「本部会」という）は、郵便不正事件など捜査機関の信頼性を大きく揺るがす事案の発生を受け設置された。本部会の任務は、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備のあり方について」検討し、「時代に即した新たな刑事司法制度を構築する」ことにある。

私たちは、本部会の 25 回に及ぶ審議に参加してきた。本部会は主として多くの刑事司法の専門家により構成されているが、その中で私たちは、「専門家の知見だけでなく、広く国民の声を反映した審議を行っていただく必要がある」との趣旨から審議に委員として参加することとなった。私たちは、この趣旨をふまえ、ある日突然刑事事件の被疑者、被告人、被害者、証人、裁判員等になりうる一国民として審議に積極的に参加してきた。そうした中で、本部会の諮問事項の中心ともいえる取調べの可視化（録音・録画）に関し、以下のような共通の考えを持つに至ったことから、それをここに表明し、本部会の審議の促進、取りまとめに貢献しようとするものである。

(録音・録画に関する基本的スタンス)

平成 25 年 1 月、本部会が取りまとめた「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」（以下「基本構想」という）では、「刑事司法における事案の解明が不可欠であるとしても、そのための供述証拠の収集が適正な手続きの下で行われるべきことは言うまでもない」としたうえで、取調べの録音・録画については「公判審理の充実化を図る観点からも、公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある。」としている。

この基本構想の考え方に立てば、録音・録画の制度について採るべきは、作業分科会による「制度設計に関するたたき台」（平成26年2月、以下「たたき台」という）において提示された2案のうち、「第1 一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度」となる。「第2 被疑者取調べの一定の場面について録音・録画を義務付ける制度」は取調べの過程のごく一部の録音・録画を義務づけるものの他の過程については取調官の裁量に委ねるものであり、「適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度」とならないことは明らかである。

（対象とすべき事件）

対象事件については、本部会の議論において、裁判員裁判対象事件のみを対象とするとの意見もあったが、取調べの適正化、証拠の任意性・信用性の確保という録音・録画の趣旨に照らせば、裁判員裁判対象事件に限定する理由はなく、原則としてすべての事件がその対象となるべきである。

ちなみに、裁判員裁判対象事件は、年間およそ2000件、公判に付される事件の3%ほどを占めるにすぎず、こうした事件のみを録音・録画の対象とすれば、本部会設置の契機となった郵便不正事件も、最近4人が誤認逮捕され、2人が虚偽の自白に追い込まれたPC遠隔操作事件も、冤罪が多いと指摘される痴漢事件なども対象にならない。これでは、本部会の設置の趣旨、諮問事項に照らしてもあまりに矮小化されていると言わざるを得ない。

（段階的实施）

私たちは、こうした原則を明確にしたうえで、実務的な観点から、段階的に実施をすることまで否定するものではない。段階的实施の方法としては、部会で一部の委員が提案したように、裁判員裁判対象事件については取調べの全過程の録音・録画を行うこととし、これに加えて、検察官の取調べは比較的準備が整いやすいことに鑑み、その他の全ての事件（道路交通法違反のようなごく軽微な事件は除く）も検察官の取調べについては全過程の録音・録画を行うことからスタートすべきと考える。段階的实施とする場合、録音・録画の対象の拡大に向けての工程を何らかの形で示すべきものとする。

なお、コスト等の観点から録音・録画の対象事件が制約されるのであれば、対象事件の範囲を絞るより、一定の範囲については録音のみの制度を先行させることを検討すべきである。

（録音・録画の例外）

録音・録画の例外はできる限り制限的であるべきであり、かつ客観的な基準によることが必要である。取調官の恣意的な判断が加わるような仕組みは、これまでと同様に供述の任意性・信用性に関する無用な争いを生むものであり、避けるべきと考える。仮に「被疑者が十分な供述をすることができない」場合を想定して一定の例外を設けるとしても、被疑者が録音・録画を望む場合には録音・録画を実施するといった仕組みが必要と考える。

なお、どのような制度を導入するにせよ、被害者保護の観点が重要であることは言うまでもなく、被害者の心情、名誉、プライバシーを害するおそれのある内容が記録された場合、その記録媒体の証拠開示または公判での再生等について適切な対応がなされるべきことは言うまでもない。

(実効性の担保)

録音・録画の導入の趣旨に鑑み、実効性の担保については、たたき台の「第14 A 案 録音・録画義務違反があった場合の供述の証拠能力を否定する規定、又は、取調べ状況の立証・認定を制限する規定を設ける。」が採用されるべきと考える。

(参考人取調べ)

参考人の取調べについても、それが適正に行われるべきことは、被疑者の取調べと何ら変わることはなく、郵便不正事件の例をとれば、参考人に対する不適正な取調べが冤罪を生む原因となりやすいことは明らかである。したがって、参考人についても本来全過程の録音・録画が行われるべきであろう。しかしながら、現実的な取組を行うとの観点から、また、検察官作成の参考人調書が特に信用すべき状況の立証が行われた場合に特別の地位を与えられる（現行刑事訴訟法 321 条 1 項 2 号）こと等をふまえ、少なくとも検察官取調べについては参考人も録音・録画の対象とすることを検討すべきである。

平成 26 年 6 月 12 日
法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会

委員 神津 里季生
周防 正行
松木 和道
村木 厚子
安岡 崇志

新時代の刑事司法制度特別部会 取りまとめに向けての再意見

(再意見の位置付け)

本部会は主として刑事司法の専門家により構成されているが、その中で私たち 5 人は、ある日突然刑事事件の被疑者、被告人、被害者、証人、裁判員等になりうる一国民として審議に積極的に参加し、本年 3 月 7 日、本部会の諮問事項の中心ともいえる取調べの可視化（録音・録画）に関し、本部会の審議の促進、取りまとめに貢献しようと連名の意見書を提出した。

その後、この意見も踏まえ、4 月 30 日の第 26 回会議において、取調べの可視化に関する事務当局試案（以下「事務当局試案」という）が示されたことを受け、再度、連名にて意見を提出するものである。

先の意見書でも述べた通り、5 人の委員は、取調べの可視化の制度が矮小化されること、取調べ側の恣意的な判断により可視化の範囲が伸縮することに深い危機感を共有している。そこで、先の意見書との重複を恐れず、まず、5 人の委員の現時点における基本的な考えを述べたい。

(録音・録画に関する基本的スタンス)

平成 25 年 1 月、本部会が取りまとめた「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」では、「刑事司法における事案の解明が不可欠であるとしても、そのための供述証拠の収集が適正な手続きの下で行われるべきことは言うまでもない」としたうえで、取調べの録音・録画については「公判審理の充実化を図る観点からも、公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある。」としている。取調べの可視化に関する基本的考え方はこれを踏襲すべきである。

(対象とすべき事件)

対象事件については、本部会のこれまでの議論において、裁判員裁判対象事件のみを対象とするとの意見もあり、事務当局試案のA案はそのような考え方に立っている。しかしながら、取調べを適正化し、供述の任意性・信用性を公判廷で検証できるようにするという録音・録画の趣旨に照らせば、裁判員裁判対象事件に限定する理由はなく、原則として全ての事件がその対象となるべきである。

(録音・録画の例外)

録音・録画の例外はできる限り制限的であるべきであり、かつ客観的な基準による必要がある。取調官の恣意的な判断による例外扱いを容認するような仕組みは、供述の任意性・信用性に関して、これまでと同様の無用な争いを生むものであり、避けるべきと考える。例外扱いを極力少なくするために、取調べを受ける者が求めた場合は録音・録画を実施する規定や、録音・録画ができない場合に録音のみによる取調べ状況の記録も認める規定を設けるべきである。

なお、どのような制度を導入するにせよ、被害者保護の観点が必要であることは言うまでもなく、被害者の心情、名誉、プライバシーを害するおそれのある内容が記録された場合、その記録媒体の証拠開示または公判での再生等について適切な対応がなされるべきことは言うまでもない。

(在宅の被疑者および参考人の取調べ)

事務当局試案は可視化の対象を逮捕・勾留中の被疑者の取調べに限っているが、在宅の被疑者および参考人の取調べも適正に行われなければならない。不適正な取調べが冤罪を生む原因となりやすいことは、逮捕・勾留中の被疑者の取調べと何ら変わりがない。

したがって、これらの取調べについても本来全過程の録音・録画が行われるべきである。しかしながら、現実的な取組みを行うとの観点から、また参考人については検察官作成の参考人調書が特に信用すべき状況の立証が行われた場合に特別の地位を与えられる（現行刑事訴訟法第321条第1項第2号）こと等を踏まえ、少なくとも検察官が行う取調べについては録音・録画の対象とすることを検討すべきである。

先の意見書では、こうした原則を明確にしたうえで、実務的な観点から、段階的な実施まで否定するものではないことを示し、その一案として検察官の取

調べのみを先行させる案（段階的実施の方法として、裁判員裁判対象事件については取調べの全過程の録音・録画を行うこととし、これに加えて、その他の全ての事件（道路交通法違反のようなごく軽微な事件は除く）も検察官の取調べについては全過程の録音・録画を行うことからスタートする。）を示した。これを一定程度反映した事務当局試案のB案について、「法的な不整合」を指摘する専門家の声があったが、私たちは提示した案に固執するものではなく、法的な整合性のある、かつ、新しい時代の刑事司法制度の第一歩としてふさわしいものであれば賛同できると考えており、専門家の建設的な提案を期待している。

私たちが現時点で共有する上述の意見を敷衍して、今後提示されるであろう「取りまとめ案」に対する評価・判断の基準を挙げれば次のようになる。

第1に、将来的な全事件の可視化の方向性に沿うものであること、

第2に、それに向けた道筋が一定程度明確になること、

第3に、段階的実施のスタートとして、先の意見書で私たちが提示した案の趣旨に沿って、相当程度の規模を持ち、また、取調べ側の恣意性が入り込まない可視化の取組みが担保される「仕組み」を実現すること、

第4に、一定期間経過後に運用状況の検証を行い、それに基づく見直しを行う手続きを具体的に盛り込むこと、

以上が現時点での私たちの考え方である。

本部会における検討が開始されてから3年近くが経過した。その間、それぞれの立場の違いはあれ、真摯な議論が重ねられてきた。私たちは、今後も、最後まで、新時代にふさわしい刑事司法制度の構築に向けて、建設的な議論が粘り強く行われ、本部会に参加する全ての関係者の総意を持って最終案が取りまとめられることを切に希望するものである。

法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」における答申案の取りまとめについての会長声明

▶ [英語版 \(English\)](#)

「検察の在り方検討会議」後、法務大臣の諮問を受けて設置された法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」において、約3年間、真剣な討議が重ねられてきた。本日、新たな刑事司法の在り方を希求する有識者委員をはじめとする委員の総意により、それぞれの立場を超えて、答申案の取りまとめが行われたことを、当連合会は率直に評価し、この間の関係者の努力に敬意を表する。

答申案では、被疑者取調べの録音・録画制度について、一定の例外事由を定めつつ裁判員裁判対象事件及び検察独自捜査事件について全過程の録音・録画を義務付ける制度が導入されることとなった。取調べの録音・録画制度は、供述証拠の任意性・信用性を担保するものとして公判審理の充実化に資すると同時に違法・不当な取調べの抑止にも効果があるものである。その理念からは、答申案の対象範囲はあまりにも狭きに失するものであるが、検察・警察がともに、一定事件についてであっても全過程の録音・録画に踏み出したことは、当連合会が求める全事件の可視化実現に向けた第一歩として評価することができる。また、新たに検察庁において拡大される録音・録画の試行は、答申案において述べられているとおり、制度の対象とされていない取調べであっても、可能な限り、幅広い範囲で行われるべきである。当連合会は、裁判所を含めた録音・録画制度への取組と、弁護士による適切な弁護実践によって、新しい制度が十分に機能するよう尽力し、一定期間を経過した段階で行われる制度の見直しにおいて、市民とともに、当連合会が求める全事件の可視化の実現を目指していく所存である。

通信傍受については、通信傍受が通信の秘密を侵害し、ひいては個人のプライバシーを侵害する捜査手法であることから、当連合会はその安易な拡大に反対してきたが、答申案では対象犯罪が大きく広がっている。従来の補充性要件に加えて、拡大対象の犯罪については一定の組織性の要件は加わったが、人権侵害や制度の濫用について危惧の念を禁じ得ない。当連合会としてはその運用を厳しく注視し、必要に応じ、第三者機関設置などの制度提案も検討していく。

答申案においては、被疑者国選弁護制度の勾留段階全件への拡大、証拠リストの交付をはじめとする証拠開示の拡大、公判前整理手続請求権の付与、身体拘束に関する判断の在り方に関する規定の新設など、これまでの実務を大きく前進させる制度も導入されることとなった。同時に導入された捜査・公判協力型協議・合意制度などのいわゆる司法取引には慎重な対応が必要であろうし、再審における証拠開示の在り方など、今後検討すべき課題も多いが、全体として、過度に取調べに依存し、供述調書を重視してきた日本の独自の捜査・公判の在り方から脱却し、被疑者・被告人の防御活動を充実させ、犯罪被害者らにも配慮するなど、国民にとっても納得できる刑事司法を目指すという点において、当連合会が1989年に松江市で開催した人権擁護大会以降、真摯に取り組んできた刑事司法改革の流れの中で新たな一歩を踏み出すものと評価し得る。

当連合会は、答申案が法制審議会において審議され、法務大臣に答申された後、改正法案が速やかに国会に上程され、成立することを強く希望する。

また、当連合会は、全ての弁護士が新たな制度のもとで、その理念に則った弁護実践を行うことを期待するとともに、えん罪を生まない刑事司法制度の構築を目指して、関係者とともに制度を不断に見直し、今後の改革にとどまることなく、さらに国民にとって望ましい刑事司法制度を実現すべく全力を尽くしていく決意である。

2014年（平成26年）7月9日
日本弁護士連合会
会長 村越 進

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成28年5月19日 参議院法務委員会

政府及び最高裁判所は、本法が度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論に基づくものであることに鑑み、その施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 検察官及び検察事務官並びに司法警察職員は、取調べ等の録音・録画に係る記録媒体が供述が任意になされたものかどうか判断するための最も重要な証拠となり得ること及び取調べ等の録音・録画が取調べの適正な実施に資することに鑑み、刑事訴訟法第301条の2第4項の規定により被疑者の供述及びその状況を記録しておかなければならない場合以外の場合（別件逮捕による起訴後における取調べ等逮捕又は勾留されている被疑者以外の者の取調べに係る場合を含む。）であっても、取調べ等の録音・録画を、人的・物的負担、関係者のプライバシー等にも留意しつつ、できる限り行うように努めること。
- 二 保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第326条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること。
- 三 再審が無辜の救済のための制度であることを踏まえ、証拠開示の運用、刑事訴訟法第445条の事実の取調べの在り方をめぐる国会の審議の状況の周知に努めること。
- 四 特定電子計算機を用いる傍受の実施においては通信事業者等の立会いがなくなることから、同時進行的な外形的チェック機能を働かせるため、通信傍受の対象となっている犯罪の捜査に従事していない検察官又は司法警察員を立ち合わせること。また、該当性判断のための傍受又は再生を行うに当たっては、特に通信の秘密及びプライバシーの保護に十分に留意して、厳正に実施するこ

と。

五 適正に通信傍受が実施されていることについての説明責任を果たすため、客観的に通信傍受の実施状況を検証するための方法について検討すること。

六 捜査に必要な機器等の費用は捜査機関が負担することが基本であることに鑑み、通信傍受に必要な機器等の整備に係る通信事業者の負担軽減に十分な配慮を行うこと。

七 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の実施に関し、検察官は、合意をするため必要な協議に際しては、自由な意見交換などの協議の機能を阻害しないとの観点をも踏まえつつ、日時、場所、協議の相手方及び協議の概要に係る記録を作成するとともに、当該合意に係る他人の刑事事件及び当該合意の当事者である被告人の事件の公判が終わるまでの間は、作成した記録を保管すること。

右決議する。

取調べの可視化の義務付け等を含む「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の成立に当たっての会長声明

[▶ 英語版 \(English\)](#)

本日、被疑者取調べの全過程の録音・録画の義務付けをはじめとする刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が可決され、成立した。

本法律は、有識者委員が参加した法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」での約3年間の議論を経て全会一致で取りまとめられた答申に基づくものである。

当連合会は、長年にわたり、刑事司法改革を訴え、全件全過程の取調べの可視化に取り組んできた。今回の改正は、録音・録画の義務付けの対象を裁判員裁判対象事件及び検察独自捜査事件についての、逮捕又は勾留された被疑者の取調べに限定しているものの、対象事件については全過程の録音・録画を原則としている。また、被疑者国選弁護制度の勾留全件への拡大、証拠リストの交付等の証拠開示の拡大、裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化等、複数の重要な制度改正が実現したものであり、全体として刑事司法改革が確実に一歩前進するものと評価する。

他方、本法律には、通信傍受の拡大、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入など、証拠収集手段の多様化も盛り込まれた。当連合会は、通信傍受制度の安易な拡大に反対してきたところであるが、補充性・組織性の要件が厳格に解釈運用されるかどうかを厳しく注視するとともに、引き続き、第三者監視機関の設置などの通信の秘密やプライバシーの不当な侵害を防止するための制度の創設を求めていく。合意制度についても、引き込みの危険等に留意しつつ、新たな制度が誤判原因とならないよう、合意に基づく供述の信用性がどのように判断されるか等を注視する。

なお、取調べの録音・録画について、参議院法務委員会の審議において問題とされた、別件の被告人勾留中における対象事件の取調べは、対象事件について、「勾留されている被疑者」を取り調べることにほかならないのであるから、別件の被疑者勾留中における対象事件の取調べと同様に、録音・録画の義務付けの対象となることが明らかである。録音・録画義務の範囲が不当に限定されることのないよう、運用を厳しく監視することが求められる。

えん罪を生まない刑事司法制度の実現のためには、新たな制度の下で十分な弁護が提供されるよう会員に対して研修等を行うとともに、残された課題をふまえ、施行後3年を経過した後の見直しに向けて、取調べの全件全過程の可視化の立法事実となる事例等の収集・分析を継続的に行い、刑事司法の実情を広く市民に情報開示していくことが不可欠である。併せて、証拠開示の更なる拡充、再審請求審における証拠開示制度の整備、勾留及び保釈制度の改善、取調べを受ける前に弁護士の助言を受ける機会の保障、取調べに弁護人を立ち会わせる権利の明定等の諸課題についても、引き続きその実現を目指す必要がある。

当連合会は、市民・関係者、全ての弁護士、弁護士会とともに、改革をさらに前進させるために全力で取り組む決意である。

2016年（平成28年）5月24日

日本弁護士連合会

会長 中本 和洋

取調べの可視化を義務付ける法律の施行に当たっての会長談話

本日、取調べの可視化を義務付ける改正刑事訴訟法が施行されました。改正法は、裁判員裁判対象事件及び検察の独自捜査事件について、逮捕・勾留下の被疑者の取調べの開始から終了に至るまでの全過程の録音・録画を義務付けています。そして、原則として、録音・録画がない場合には、供述調書を証拠として提出することができなくなると定めています。

当連合会は、かねて取調べの全過程を録音・録画する取調べの可視化を求めてきましたが、これが法律上の義務となり施行されることは、歴史的意義を持ちます。現在、取調べの可視化によって、取調べの適正化が進んできています。同時に、従来からの日本の刑事司法の特徴である、捜査段階の供述調書に過度に依存する「調書裁判」は、根本から見直され始めました。

既に、裁判員裁判対象事件については、警察でも検察庁でも、ほぼ全ての事件について、逮捕・勾留下の取調べの全過程の録音・録画がなされており、改正刑事訴訟法施行に向けての準備が整ってきていました。また現在、検察庁においては、裁判員裁判対象事件以外でも、幅広く取調べの録音・録画がなされており、今後は、この動きが、警察を含め加速されることが期待されます。

一方、本日施行の改正刑事訴訟法では、取調べの録音・録画を義務付ける対象事件が限定されています。しかし、取調べの適正確保に録音・録画が必要であることは、事件の重さや種類に関わりません。このことは、痴漢、窃盗等、比較的軽微な事件におけるえん罪事件の経験からも明らかです。このほか、逮捕・勾留されていない、いわゆる在宅被疑者の取調べについても録音・録画を義務付ける必要があること等の克服すべき課題があります。

全事件における取調べの全過程の録音・録画を実施するまでには、なお道のりがあります。取調べの可視化の改革は更に前進させなければなりません。当連合会は、改正刑事訴訟法の附則に定める3年後の見直しの際に録音・録画の対象・範囲を全事件・全過程に広げるべく、全ての弁護士、弁護士会とともに引き続き全力で取り組む所存です。

2019年（令和元年）6月1日

日本弁護士連合会
会長 菊地 裕太郎

「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の立上げに関する会長談話

本年5月31日、法務大臣は、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」（以下「本協議会」という。）の立上げを発表した。本協議会は、施行3年後の見直しを規定した2016年改正刑事訴訟法（以下「改正刑訴法」という。）附則第9条に基づき設置されるものである。

改正刑訴法は、郵便不正・厚生労働省元局長事件及び検察官による証拠改ざん事件を契機として設置され、複数の一般有識者委員が参加した法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会の取りまとめを受けて成立したものである。国会においても、「度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論に基づくもの」（衆参両院法務委員会附帯決議）であることが確認されている。

同附則第9条は、改正後の規定の施行の状況や改正に至らなかった事項についての幅広い検討を求めているが、とりわけ、取調べの録音・録画については、「被疑者の供述の任意性その他の事項についての的確な立証を担保するものであるとともに、取調べの適正な実施に資することを踏まえ」、制度の在り方について検討を加えることとしている。これは、前記特別部会において、将来的な全事件の可視化の方向性に向けた道筋を一定程度明確にし、一定期間経過後に運用状況の検証を行い、それに基づく見直しを行う手続きを具体的に盛り込むことを複数の一般有識者委員が一致して求めたことを受けて、取りまとめが行われたことによるものである。

法務大臣の発表によれば、本協議会は、前記特別部会と異なり、実務家を中心に構成するものとされているが、上記の経緯を踏まえれば、本来、前記特別部会の委員を含む複数の一般有識者を構成員として、運用状況等を検証することが望まれていたはずであり、当該経緯は今後の本協議会の審議や取りまとめに当たっては十分に考慮されるべきである。

当連合会は、本年1月20日付け「[▶ 刑事訴訟法附則第9条に基づく3年後見直しに関する意見書](#)」で明らかにしたように、取調べ及びその他の改正法の施行状況に関する情報を収集し、検討を進めてきたが、不適正な取調べは繰り返され、取調べへの過度の依存は改められておらず、「度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論」に基づく改正法の理念は実現されていない。当連合会は、引き続き、取調べの録音・録画の対象の全事件・全過程への拡大、取調べに弁護人を立ち合わせる権利の確立、「人質司法」の解消、証拠開示制度の改善や、再審法改正等の実現を目指す所存である。

2022年（令和4年）6月8日
日本弁護士連合会
会長 小林 元治

令和4年7月28日

法務大臣 古川禎久殿

法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会

委員	神津	里季生
	周防	正行
	松木	和道
	村木	厚子
	安岡	崇志

改正刑訴法の見直し検討に当たっての要請

私たち5人は、平成23年6月29日に設置された法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会（以下「特別部会」という。）において「一般有識者」として委員を務め、26年7月29日の取りまとめまで取調べの録音・録画等の重要な問題に対し、共同して意見表明を行ってきました。諮問事項、即ち、「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい。」に対し、特別部会は、最終的に総意で取りまとめを行いました。

5人は、この取りまとめについて、取調べの録音・録画制度創設時の対象が一部の事件に限定されるなど多くの課題は残るものの、大きな刑事司法改革の第一歩になると考え、一定期間経過後に運用状況の検証を行い、それに基づく見直しを行い、あるべき姿を目指すことを条件に取りまとめに賛成をしました。また、併せて、特別部会参加の経験をもとに、以後、一般の国民の目線を共有し、改革の行方を注視していくことを表明しました。

今般、法務省の「改正刑訴法に関する刑事手続きの在り方協議会」（以下、「協議会」という。）における検討が開始されるにあたり、以下のことを強く要請いたします。

1 取調べの録音・録画の完全実施

刑事司法制度改革に当たり最も重要な考え方は、特別部会が平成25年1月に

取りまとめた「基本構想」において示された二つの共通認識に集約されていません。

すなわち、「刑事司法における事案の解明が不可欠であるとしても、そのための供述証拠の収集が適正な手続きの下で行われるべきことは言うまでもない」ということであり、また、「公判審理の充実化を図る観点からも、公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある」ということです。

この認識は、先の刑訴法改正で取調べの録音・録画の義務付けの対象となった裁判員裁判対象事件等の事件のみならず、すべての事件に当てはまる重要な「共通認識」であり、第 190 国会において衆参両院の法務委員会が刑訴法等改正法案を可決した際の附帯決議第 1 項（できる限りすべての事件で取調べ等の録音録画を行うように努めること、との趣旨）もこの「共通認識」に拠ったのは明らかです。

協議会での検討がこの「共通認識」に沿って行われ、取調べの録音・録画の義務付けについては、一日も早く完全な形、即ち、全事件、全過程で実現するよう強く要請します。

2 改正事項の施行状況に関する十分な検証とこれに基づく議論の実施

1 に述べた取調べの録音・録画をはじめ、先の刑事訴訟法の改正の際の附則 9 条に定められた 3 つの検討事項について、改正法の施行状況などを、データや事例等に基づき検討することを要請します。とりわけ、証拠開示について、無罪証拠をはじめとする公正な裁判のために必要な証拠が確実に開示されるようになったのか、また、保釈について、身体拘束が自白等を獲得する手段として利用される状況が改善されたのか、さらには上記の法務委員会附帯決議の「努力要請」に政府・最高裁判所がどれほど応えているのか等について、施行状況を真摯に検証し、これに基づきさらなる改正の必要性について議論を深めることを要請します。

3 国民への情報開示と国民の声の反映

諮問にあった「時代に即した新たな刑事司法制度を構築する」ためには、国民の理解が極めて重要です。特別部会のメンバーとして議論に参加した有識者委員としては、「刑事司法」が一般国民から遠く離れたものであることを実感せざるを得ませんでした。今回の改正刑訴法に関する見直しの検討は国民の理解を

得、また、国民の意見を広く聞くよい機会だと思いますが、残念なことに協議会の委員構成は極めて専門家に偏ったものとなっており、特別部会のような「一般有識者」委員を積極的に登用しようという姿勢は見えません。今後、2で述べた施行状況に関するデータや事例、また、協議会における検討状況等を、遅滞なく、広く国民に公開し、また、国民の意見を広く聞きその声を検討に反映するよう要請します。

いわゆる「参院選大規模買収事件」における不正な検察権の行使に関する会長声明

2019年に実施された参議院議員選挙に関する公職選挙法違反事件（いわゆる「参院選大規模買収事件」）において、東京地方検察庁特別捜査部の検察官らが、不起訴や強制捜査を示唆することにより、検察の描いた事件の構図に沿って、記憶と異なる供述をさせるような取調べ及び「証人テスト」を行っていた事実が、録音データにより明らかになった旨報道されている。報道によれば、検察官らは、元法務大臣から受領した現金が買収資金であるとの認識を否定する供述をしていた市議会議員に対し、①取調べにおいて、否認しなければ不起訴にすることや、否認すれば強制捜査の可能性があることを示唆して、買収資金と認める内容の供述調書に署名押印させ、その後、修正に応じず、②買収資金の認識を否認する供述を意図的に記録せずに、取調べの一部を録音・録画し、③12回にわたり実施した元法務大臣に対する被告事件の公判の「証人テスト」において、供述調書のとおり「買収された」と証言するよう繰り返し誘導し、一問一答方式で証人尋問のリハーサルを行い、口止めをするような発言も行っていたとされる。

公判や供述調書において記憶と異なる供述をさせることは、虚偽の証拠の作出にほかならない。一連の検察官らの行為は、検察の描いた事件の構図に沿って有罪判決を獲得するために、検察官に与えられた訴追や強制捜査の権限を濫用して虚偽の証拠を作出したものであり、不正な検察権の行使であることが明らかである。

当連合会の「[▶ えん罪を防止するための刑事司法改革グランドデザイン（2022年度版）](#)」（2022年11月16日付け）や「[▶ 刑事訴訟法附則第9条に基づく3年後見直しに関する意見書](#)」（2022年1月20日付け）でも述べているように、録音・録画を行っていない在宅被疑者の取調べにおいて虚偽自白・供述が強要されていること、犯罪の嫌疑を認める供述をすることと引き換えとした不起訴が「共犯者」をえん罪に陥れているおそれが大きいこと、合意制度（いわゆる「司法取引制度」）の創設の際に違法となることが確認された「事実上の取引」が行われていることが強く疑われることや、「証人テスト」において検察官が証人と証言内容を記載した書面の読み合わせをしたり、書面を証人に持ち帰らせたりしている事例のあることは、従前から指摘されていたことである。今回、録音データにより、このような取調べや「証人テスト」の実情が客観的に明らかになったものであるが、被疑者が取調べや「証人テスト」の録音に成功するのは容易でないことも考慮すると、この事件に限られたものとは到底考えられない。

現在、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」において、取調べの録音・録画制度等が創設された2016年改正刑事訴訟法の見直しの議論が行われているが、今回明らかになった取調べの実情を踏まえれば、在宅被疑者の取調べを含む全ての取調べについて録音・録画を義務付ける必要性のあることは、疑問の余地なく明らかである。また、合意制度の創設の際に違法となることが確認された「事実上の取引」について、禁止されていることをより明確にし、その周知徹底を図ることも必要であるし、「証人テスト」についても、検察官に与えられた権限の影響により記憶と異なる証言をさせることとならないよう、規律を設ける必要がある。

検察の描いた事件の構図に沿って有罪判決を獲得するために、権限を濫用して虚偽の証拠を作出した今回の検察官らの行為は、2010年に無罪判決が確定した郵便不正・厚生労働省元局長事件（村木事件）で発覚したものと同様の不正の繰り返しである。同様の不正は、2021年に無罪判決が確定したプレサンス事件においても、明らかになっている。検察は、2011年に基本規程（検察の理念）を制定し、検察の運用による取調べの可視

化を拡大するなどの「検察改革」に取り組んできたが、にもかかわらず同様の不正が繰り返されているのであるから、事態は極めて深刻である。このような不正な検察権の行使は、事案の真相を歪め、市民の自由を侵害するものであり、これを抑止することは、刑事司法の喫緊の課題である。

検察においては、従前から同様の不正の疑いが指摘されていたことを真摯に踏まえ、他の事件を含めて調査を尽くし、その結果を公表して、再発防止に努めるべきである。そして、同様の不正を防止するために、直ちに全ての取調べの録音・録画を開始し、「証人テスト」についても客観的に記録されるようにすべきである。また、被疑者による録音を妨げることは、適切とはいえない。

弁護士は、それぞれの依頼者である被疑者・被告人の権利及び利益を擁護する立場から、防御権に対する違法又は不当な制限に対し必要な対抗措置を採るように努めるなど、検察官の反対当事者として、検察権の行使を厳しくチェックしなければならない。当連合会は、弁護士がその役割を十分に果たすことができるよう、会員に対する研修や情報提供に努める所存である。

そして、不正な検察権の行使を抑止し、市民の自由が不当に侵害されないようにするためには、裁判所の役割が果たされなければならない。供述証拠の作出を防止するためには、作出された供述で有罪認定をすることのないよう、裁判所において、供述証拠の危険性を踏まえ、十分な裏付け証拠があるかどうかを吟味し、慎重な信用性判断をすることが必要である。違法な捜査を防止するためには、裁判所が、違法な捜査により収集された証拠を排除し又は訴追を無効とすることが必要である。強制捜査権限の濫用により、検察の描いた構図に沿って記憶と異なる供述をさせることを防止するためには、逮捕・勾留を始めとする強制捜査の必要性や相当性を厳しくチェックすることが必要である。検察官の意見に過剰に影響され、検察の描いた構図に沿った供述をしない被疑者・被告人を長期間拘禁するような勾留・保釈の運用は、虚偽の供述の作出を助長するものである。検察権を抑制し、市民の自由を守ることは、憲法で独立性が保障された裁判所に本来期待されている役割である。

当連合会は、不正な検察権の行使が繰り返されてきたことを踏まえ、全ての事件について取調べの録音・録画を義務付けるなどの刑事司法制度の改革を進めるとともに、検察官、弁護士及び裁判所が、それぞれ本来期待されている役割を果たすことによって、事案の真相を歪め市民の自由を侵害する事態の再発防止に全力で努めることを求めるものである。

2023年（令和5年）8月2日

日本弁護士連合会

会長 小林 元治

いわゆる「参院選大規模買収事件」における
検察官による不正な取調べ等に関する緊急アピール

法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会

委員 神津 里季生
周防 正行
松木 和道
村木 厚子
安岡 崇志

2019年に実施された参議院議員選挙に関する公職選挙法違反事件（いわゆる「参院選大規模買収事件」）において、東京地方検察庁特別捜査部の検察官が、買収資金を受け取ったとされる被疑者（元広島市議）に対し不起訴や強制捜査を示唆することによって、検察の描いた事件の構図に沿って、記憶と異なる供述をさせるような取調べ等を行い、不正に供述調書を作成していたことが報道されています。本日、広島地裁で開かれたこの被疑者を被告人とする裁判の第2回公判で、被告人は、報道どおりの違法な取調べ・調書作成が行われたと陳述しました。

報道や公判での被告人の陳述などによれば、検察官は、元法務大臣から受領した現金が買収資金であるとの認識を否定する市議会議員に対し、取調べにおいて、否認しなければ不起訴にすることや、否認すれば強制捜査の可能性があることを示唆して、買収資金だと認める内容の供述調書に署名押印させました。また、そうした取調べに際し、否認する供述を意図的に記録せずに、検察にとって都合の良い部分だけを録音・録画したとのことでした。

さらに、元法務大臣を被告人とする公判の「証人テスト」においても、供述調書のとおり「買収された」と証言するよう繰り返し誘導や口止めを行っていたとされています。

こうした事態を知り、私たち法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会（2015年6月から18年7月まで開催。以下「特別部会」という。）「一般有識者」委員5人は、取調べ可視化の実現を優先してその義務づけ範囲を小さく限定してスタートすることを受け入れたときの心配が現実となったことを深く憂慮し、この緊急アピールを発出いたします。

1 私たちが求めること

全事件の取調べの録音・録画の義務化を含め、抜本的・全体的に改革された真の「新時代の刑事司法制度」が一日も早く実現するよう、下記について、強く求めます。

(1) 「協議会」の検討・開示の促進と法制審での審議の早期開始

法務省は、昨年7月から改正刑訴法の見直し規定を踏まえた「改正刑訴法に関する刑事手続きの在り方協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し検討を開始していますが、その検討のスピードは極めて遅く、検討開始から1年以上を経過しても、施行状況の確認作業という一巡目の議論すら終了していない状況です。また、具体的に不適正な取調べの実態などについて情報を収集・開示しての議論がされておらず、さらにはマスコミの傍聴を認めないため広く市民に検討状況が共有されていないなど、当局の姿勢には疑問を持たざるを得ません。

あらためて、協議会における検討を急ぎ、早期に法制審における審議に移行し、全事件・全過程の取調べの録音・録画の義務化を含む実効ある法改正を早急に進め、密室における取調べで作られた証拠によって無実の人が有罪とされてしまう現在の刑事司法制度が、抜本的・全体的に改革されるよう強く要望します。

(2) 裁判所が期待されている役割を果たすこと

現在の刑事司法制度の抜本的・全体的改革に当たっては、身体拘束を利用して証拠が作られたり、密室で作られた証拠によって無実の市民が有罪とされたりすることのないよう、裁判所が独立した機関として、期待されている役割を十分に果たすことを強く求めます。

(3) 審議にかかる情報開示と一般市民の意見の取入れ

刑事司法は市民一人一人の人権に深くかかわるものであり、改正のための議論は先の特別部会と同様、広く一般市民の意見を聞きながら行われるべきものです。このため、現在進行中の協議会については、少なくともマスメディアの傍聴を認めるなど、広く審議状況を市民に知らせる努力を強く求めます。ま

た、法制審での審議に関しては、刑事司法の真の受益者である一般市民を代表する者を相当数メンバーに加えることを強く求めます。

2 今回起きた事案が示すこと

今回の事件は、刑事司法改革が道半ばであるなかで起きました。

一連の検察官の行為は、検察の描いた事件の構図に沿って有罪判決を獲得するために、検察官に与えられた訴追や強制捜査の権限を濫用して虚偽の証拠を作り出したものであり、不正な検察権の行使であることは明らかです。

今回、こうした不正を防げなかったのは、現状、録音・録画の義務化の対象が一部の事件、一部の過程に限定されているためです。今回の不正は録音・録画の義務化の対象外である任意の取調べで行われました。

不正防止のため、早期に、全事件・全過程での取調べの録音・録画の義務化が必要であることは明らかです。

また、前述のとおり、検察にとって都合の良い一部の取調べのみが録音・録画されていたことは、録音・録画の「いいとこどり」であり、適正な取調べを行うという制度の趣旨とは真逆の、絶対に許されない行為です。こうした不正な取調べが依然として行われており、放置されているという現状、そして不正撲滅には全面可視化こそが不可欠であるということは広く市民に認識されるべきです。

3 刑事司法制度の改革の流れ

司法制度改革が道半ばと記しましたが、ここまでの改革の経緯について、先の特別部会での審議の状況などを概括しておきます。

特別部会は、郵便不正事件（2010年に無罪判決が確定）において、確証もなく描いた事件の構図に沿って有罪判決を獲得するために、検察が取調べや供述調書の作成においてその権限を濫用して虚偽の証拠を作り、それが明らかとなって検察の信頼が失墜したことを契機として設置されたもので、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直し、制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度を構築するための検討」（特別部会開催にあたっての法務大臣挨拶より）を行いました。

特別部会は、平成25年1月に取りまとめた「基本構想」において、刑事司法制度改革に当たり最も重要な考え方として二つの共通認識を示しました。す

なわち、「刑事司法における事案の解明が不可欠であるとしても、そのための供述証拠の収集が適正な手続きの下で行われるべきことは言うまでもない」ということであり、また、「公判審理の充実化を図る観点からも、公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある」ということです。

もとより、この認識は、先の刑訴法改正で取調べの録音・録画の義務付けの対象となった裁判員裁判対象事件等の事件のみならず、すべての事件に当てはまる重要な「共通認識」です。

しかしながら、特別部会では、録音・録画について、裁判員裁判制度対象事件と検察独自捜査事件に限り、身体拘束中の取調べのみを対象として義務化し、それ以外のものについては、改正法の施行から一定期間経過後、その施行状況を検証したうえで、さらなる法改正の検討を行うこととされました。特別部会の調査結果（答申）は「附帯事項」で、一定期間後の検討に当たっては上記の「共通認識」を踏まえるべき、と明記しています。

私たち一般有識者5人は、この改革を、「きわめて不十分であるが取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の抜本見直しの第一歩」ととらえ、取調べの録音・録画の全事件への拡大や、任意の取り調べ、参考人の取調べへの拡大など刑訴法のさらなる改正を行うことを条件として特別部会の取りまとめに賛成しました。

この考え方に従って、改正刑訴法には付則でいわゆる見直し規定が設けられ、また、第190国会において衆参両院の法務委員会が刑訴法等改正法案を可決した際の附帯決議には、「できる限りすべての事件で取調べ等の録音・録画を行うように努めること」との趣旨が盛り込まれ、義務化が行われるまでの間もこれに先立って取調べの録音・録画を広く進めることが警察、検察に求められました。

私たちは、この経過がないがしろにされている現状に、強い憤りと危機感を持っています。冤罪とは、普通に暮らしている人々にとって、いつ振り掛かってくるかわからない悲劇です。その冤罪を生じ得る危険性が放置され続けている実態が広く認知されるよう、より多くの方々にこのアピールを届けていただくことを切望するものです。

いわゆる「参院選大規模買収事件」についての最高検察庁監察指導部による監察調査の結果に関する会長声明

2019年に実施された参議院議員選挙に関する公職選挙法違反事件において、検察官らが、不起訴や強制捜査を示唆することにより、検察の描いた事件の構図に沿って、記憶と異なる供述をさせるような取調べ及び「証人テスト」を行っていた事実が発覚した件について、最高検察庁監察指導部は、2023年（令和5年）12月25日付けで「監察調査の結果について」と題する文書（以下「監察調査の結果」という。）を報道機関に公表した。しかし、この「監察調査の結果」は、一連の不正を著しく矮小化するものであり、全く有効な再発防止策を示していない。

すなわち、「監察調査の結果」は、①検察官の取調べにおける発言を「不適正」としつつ、「不起訴処分を約束するものとはいえない」「供述調書の内容は真実に合致するものと評価でき、…虚偽供述をさせたものではない」などと評価し、②検察官が、直前に否認供述をしたことを糊塗して、記憶のとおり供述して供述調書を作成したと認めさせ、その場面のみを「一部録音録画」したことについて、「不適正」と評価し、③12回にわたり繰り返した「証人テスト」において、検察官が証言内容を細かく指導し、「裁判になった時、カンペ、こういうものを作ったことはおおっぴらにしないように」「検事から脅されたわけじゃない」ということは言っていたきたいなどと発言したことについて、不適正とは言えないと評価し、さらに、④「不適正な取調べ」について、「組織的指示はなかった」と表明している。

しかし、①について、公訴提起や令状請求の権限を有する検察官が、「できたら議員を続けていただきたいと思っているわけで、そのルールに乗ってもらいたい」「強制とかになりだすとね、今と比べものにならない、要するに、朝、家にパッと来て、令状持って入ってくるわけですから、家中、ひっくり返されてっていう話」などと発言し、不起訴や強制捜査を示唆して供述の変更を要求することは、供述の強要であり、虚偽の証拠の作出にはほかならない。このような取調べは、不起訴処分の「約束」が不確かなものであれば、許容されるというものではない。また、そのようにして記憶と異なる供述をさせたことは、「虚偽供述をさせた」ことにほかならず、その内容が検察の心証に沿うものであることをもって「真実に合致する」などと評価するのは、著しく不当である。

②の「一部録音録画」についても、検察官の行為は、供述調書の記載と異なる否認供述をしている事実を故意に隠蔽し、あたかも供述調書の記載どおりの供述をしていたかのような虚偽の証拠を作出するものなのであるから、「不適正」であるにとどまらず、重大な違法性のあるものと評価されなければならない。

③についても、このような検察官の「証人テスト」は、検察官の心証に沿うように証人の記憶を歪め、検察官の心証に沿わない証言が法廷に顕出されることを妨げるものであるから、重大な違法性のあるものと評価されなければならない。

そして、④についても、後に検察審査会において起訴相当又は不起訴不当の議決がなされた81名を含む99名について一斉に不起訴処分がなされていることや、その後公判請求がなされた12名のうち少なくとも6名が違法な司法取引等があったと公判で主張していることに照らすと、組織的な指示もなくこのような取調べが行われたということは考え難い。

「監察調査の結果」は、検察がその心証に合致する証拠を作出することが、刑事裁判の公正を著しく損ね、事案の真相を歪めていることを直視せず、あたかも真実を発見することを目的としていたかのように評価しており、ここに本質的な問題がある。検察の描いた事件の構図に沿って有罪判決を獲得するために、権限を濫用して虚偽の証拠を作出することは、郵便不正・厚生労働省元局長事件（村木事件）やプレサンス事件で発覚したものと同様の不正の繰り返しであり、本件に限らず行われているおそれが大きく、「検察改革」は失敗に終わったと評価せざるを得ない。不正な検察権の行使を防止するために、「一部録音録画」のような検察官の裁量的な行為や内部的な監察指導では不十分であることは、もはや明らかである。

現在、法務省の「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」において、取調べの録音録画制度の見直しの議論が行われているが、速やかに、在宅被疑者の取調べを含む全ての取調べについて、全過程の録音録画を義務付けるべきである。

そして、不正な検察権の行使を抑止するためには、反対当事者である弁護士と、憲法で独立性が保障された裁判所が、それぞれ本来の役割を果たさなければならない。供述証拠の作出を防止するためには、裁判所において、供述証拠の危険性を踏まえ、十分な裏付け証拠があるかどうか吟味され、慎重な信用性判断がなされることが不可欠であるし、違法な捜査を防止するためにも、違法収集証拠が排除され、違法捜査に基づく訴追が無効とされることが必要である。強制捜査権限の濫用を防止するためにも、その必要性や相当性が厳しくチェックされなければならない。検察の描いた構図に沿った供述をしない被疑者・被告人を長期間拘禁する勾留・保釈の運用は、虚偽の供述の作出を助長していることが自覚されるべきである。

当連合会は、全ての事件について取調べの録音録画を義務付けるなどの刑事司法制度の改革を進めるとともに、検察官、弁護士及び裁判所が、公正な刑事裁判を実現するために、それぞれ本来の役割を果たすことを改めて求めるものである。

2024年（令和6年）1月19日

日本弁護士連合会

会長 小林 元治